



令和5年度 犯罪被害者等の支援に関する講演会のお知らせ 「子どもを性暴力から守る ～私たち大人がすべきこと～」



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギユとちゃん」

市は、令和4年度に「犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者などに関する支援体制を総合的に推進しています。

今年度は啓発活動の一環として、前群馬県警察本部長の小笠原和美さんを講師に迎え「子どもを性暴力から守るために私たちおとなができることはなにか」をテーマにお話ししていただきます。

安全で安心な地域社会を実現するために、犯罪被害者などを支える大切さについて一緒に考えてみませんか。



講師
前群馬県警察本部長
小笠原 和美



昨年度のパネル展示の様子



安中市の犯罪被害者等支援
についてはこちら

問 困市民課市民相談係 (☎内線1207)

日 10月25日(水)

時 開場：午後1時、開演：午後1時30分

場 大ホール

申 不要

※各種感染症の発生状況により、定員の調整や開催を中止する場合があります

※同日、同会場小ホールで各種啓発パネル展示を行います。講演会参加有無に関わらず、近くにお出かけの際はぜひお立ち寄りください

日 日程
時 時間
期 期間
申 申込み先
場 会場・場所
問 問合せ先
対 対象・資格
電 電話
FAX FAX
内 内容
定 定員
料 料金・費用
持 持参物
縮 縮小
他 他

消費生活センター からのお知らせ

点検商法に注意しましょう！

— 事例 —

排水管につまりがないか点検すると業者が訪ねてきた。無料だったので点検してもらったら「排水管が割れているのが見つかった」と言われて、70万円の工事見積書を受け取った。「このままでは、床下が湿気だらけになる」と不安をあおられ、特別に50万円にすると値引きを提示されたので、よく考えずに契約をしたが、本当に排水管が割れていたかどうか分からない。

突然、訪問してきた業者と高額な契約をしたことが心配になったが、解約できるか。



「消費者庁イラスト集」より

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるがありましたら、早めに消費生活センターにご相談ください。

— ひとつ助言 —

- ☆「無料で床下の点検をしてあげる」、「お宅の屋根の漆喰が剥がれているのが見えたので、見てあげる」などと親切心を装い、近づいてくる事業者には注意しましょう。
- ☆「無料で点検」などと言って訪問し、点検後に消費者の不安をあおり、工事などの契約を結ばせる手口です。
- ☆「特別に値引きをする」など言われても、その場で契約してはいけません。家族や周囲の人に相談しましょう。必要がない場合は、きっぱりと断ることが大切です。
- ☆訪問販売で契約した場合は、契約書面などを受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。契約してもあきらめないで、クーリング・オフ制度を活用しましょう。

問 市消費生活センター (☎382-2228)

相談日時 ▶ 月～金曜日(祝日を除く)
午前9時～午後4時30分